

決 裁	専務理事	事務局長	係 員
年 月 日 決定			

非課税世帯用 対象年齢: 70歳未満

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書

(※)個人番号制度の情報連携で所得区分の確認ができない場合は、当組合加入者全員分の非課税証明書の添付が必要になります。
(※)個人番号を記載の場合は、**組合員**の番号確認及び身元確認書類の添付が必要になります。

適用対象者	被保険者証	記 号	84-		番 号								
	氏 名					組合員との 続柄							
	個人番号(※)	●	●	●	●		●	●					
	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性 別	男 ・ 女						
申請日から前1年間に入院したことが					ある ・ なし								
ある「場合はその期間と日数	1	年	月	日から	年	月	日まで	日間					
	2	年	月	日から	年	月	日まで	日間					
	3	年	月	日から	年	月	日まで	日間					
	4	年	月	日から	年	月	日まで	日間					
	5	年	月	日から	年	月	日まで	日間					
申 請 者 (組合員)	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を申請します。												
	令和 年 月 日												
組合員 自宅住所 _____													
氏 名 _____													
個人番号(※) <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr></table>							●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●							
電話番号 (自宅・携帯・事務所) ()													
(日中の連絡先) _____													
東京都弁護士国民健康保険組合 理事長 殿													

組合 使用 欄	長期入院	該 当 ・ 非該当	長期該当年月日	
	交付年月日		発行期日	から有効
	有効期限		証 回 収	
	備 考		保険料収納状況	滞納 無 ・ 有

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請について

(弁護士国保に加入している世帯全員が住民税非課税の場合)

「高額療養費制度」は同一月の医療費の自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、高額療養費としてその超えた分が支給される制度です。

医療機関の窓口で保険証と「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」)を提示することにより、医療機関単位(外来・入院は別々に計算)で自己負担限度額までの支払いとなります。

厚生労働省の通知により平成30年10月9日からマイナンバー制度の情報連携の本格運用開始に伴い、高額療養費支給に係る所得区分判定のために必要だった非課税証明書の省略が可能となりました。

◇住民税非課税世帯の自己負担限度額(暦月、医療機関、入院・外来毎)

自己負担限度額 35,400円

多数該当時の自己負担限度額 24,600円

(同一世帯で直近12か月間に支給該当回数が4回以上になったときには、4回目からは24,600円となります。)

◇認定証の発行について

「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」にご記入のうえ、必要書類を添付して、当組合にご郵送ください。

窓口で認定証の発行をご希望の方は、即時に発行できない場合がありますので、事前にお電話で当組合にご連絡ください。

◇必要書類

個人番号・身元確認書類について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(個人番号法)」に基づき、個人番号を利用する手続きでは、組合員の本人確認(番号確認と身元確認)が必要となります。

①個人番号確認書類の写し いずれか1点

個人番号カード、個人番号が記載された住民票

②身元確認書類(公的機関が発行している顔写真付きの身分証の写し)いずれか1点

運転免許証、パスポート、個人番号カード、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等

上記の顔写真付きの身分証がない場合

健康保険証、年金手帳、介護保険証、医療受給者証、児童扶養手当証書、印鑑登録証明書、納税証明書等

☆個人番号カードの両面の写しの場合は上記①②の確認ができます。

個人番号の記載が困難な場合

個人番号がわからない場合など、記載が困難な場合は、個人番号の記載が無くても申請を受理します。

この場合は個人番号確認書類・身元確認書類の添付は不要です。

特定個人情報(個人番号)の利用停止請求等で、個人番号制度の情報連携で所得区分の確認ができない場合は、当組合加入者全員分の住民税非課税証明書の添付が必要になりますので、当組合までご連絡ください。

☆ご不明の点等ございましたら、組合事務局(TEL03-3581-1096)までお問い合わせください。